

令和7年度準中型・中型・大型免許等取得助成事業要領

令和7年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が直接雇用する従業員（福島県内の運送業務従事者に限る。）に「準中型免許（限定解除含む。）」「中型免許（限定解除含む。）」「大型免許」「けん引免許」を取得させるために支払った教習料の一部を助成し、雇用対策の一環としてドライバーの人材確保・育成に資することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる教習

指定教習所（県内38ヶ所）において取得させた「準中型免許（限定解除含む。）」「中型免許（限定解除含む。）」「大型免許」「けん引免許」とし、令和7年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和8年2月25日までの間に教習所に通い、取得した免許とする。

4 助成金額

準中型免許	1名	40,000円
中型免許	1名	75,000円
大型免許	1名	150,000円
けん引免許	1名	50,000円
準中型免許限定解除	1名	30,000円
中型免許限定解除	1名	30,000円

1会員あたり500,000円を上限額とする。

5 申請期間

令和7年5月1日から令和8年2月25日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 20,000,000円

7 助成金の申請手続

別紙の「準中型・中型・大型免許等取得助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

8 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- (1) 入社前に教習申込み、教習料の支払い又は免許を取得させた場合
- (2) AT限定解除、中型二種免許、大型二種免許又は大型特殊免許を取得させた場合
- (3) 国又は公共機関等から助成を受けた（受ける）場合
- (4) 支払い完了を証明する書類（領収書等）の写しが個人名の場合